

○四万十市土木設計等委託業務成績評定要綱

平成27年 6 月19日

訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、四万十市建設工事等検査規程（平成27年四万十市訓令第13号。以下「検査規程」という。）第12条の規定に基づき、四万十市が発注する測量、地質調査、その他の調査、土木設計、建築設計その他の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定に基づき、契約の適正な履行を確保するため監督に当たらせる職員をいう。
- (2) 検査職員 法第234条の2第1項の規定に基づき、土木又は建築に係る工事、設計、測量、地質若しくは土質その他の調査等の委託契約の履行を確保するため検査に当たらせる職員で、市長が任命した者をいう。
- (3) 契約担当課 四万十市事務執行基本規程（平成17年四万十市訓令第2号）第11条別表第1に規定する入札及び契約を分掌する課等をいう。
- (4) 課等の長 四万十市行政組織条例（平成17年四万十市条例第11号）第1条に定める行政組織の長（副参事（食肉センター整備推進担当）を含む。）、四万十市福祉事務所長、四万十市議会事務局長、四万十市選挙管理委員会事務局長、四万十市監査事務局長、四万十市教育委員会事務局の課の長及び四万十市西土佐総合支所の課等の長をいう。

(評定の対象)

第3条 評定を行う対象は、検査規程第3条第1号に規定する完成検査（以下「完成検査」という。）を行う委託業務のうち、最終の業務委託料が250万円以上のものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は監督職員及び検査職員とし、下記の区分によるものとする。

第一次評定者	監督職員
最終評定者	検査職員

(現場の状態把握)

第5条 評定者は、委託業務の内容を把握し、粗漏な業務を防止するための適切な指導と助言を

行うとともに、評定の資料となる諸要素の把握に努めなければならない。

（評定の方法）

第6条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行わなければならない。

2 評定は、委託業務の全部が完了したときに行うものとする。

3 完成検査後、修補等を行った場合、これら完了後の検査についての評定は行わない。

4 評定の結果は、委託業務成績評定表（様式第1—1号又は様式第1—2号。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

5 第一次評定者は、完成検査が実施されるまでに、評定表を最終評定者に提出するものとする。

6 最終評定者は、第一次評定者から提出された評定表に自己の評定を加え、評定点の合計（以下「総合評定」という。）を記入するものとする。

（評定の報告）

第7条 最終評定者は、評定を行ったときは、評定表を四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する検査調書に付し、契約担当課の長に報告しなければならない。

2 前項の場合、最終評定者は、評定の結果に極端な点（以下「異質な評定点」という。）が認められるときは、その旨を合わせ報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた場合、契約担当課の長は、第一次評定者が所属する課等の長及び必要と認める者に評定の内容を確認するものとする。

4 契約担当課の長は、前項の規定による評定の内容を確認し、その異質な評定点を修正する必要があると認めた場合は、修正する理由を付して第一次評定者の評定点を修正するものとする。

（評定結果の通知等）

第8条 市長は、評定の結果を速やかに委託業務成績評定通知書（様式第2号）により受注者に通知するとともに、契約担当課において閲覧に供するものとする。

2 前項の通知と同時に、最終評定者は、評定の結果を委託業務成績評定通知書（様式第3号）により第一次評定者が所属する課等の長に通知するものとする。

3 第1項に規定する閲覧期間は、当該委託業務の完成検査日の属する年度の翌年度末までとする。

（評定の修正等）

第9条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めた場合、当該評定を修正し、遅滞なくその結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の場合、最終評定者は、評定の修正結果を第一次評定者が所属する課等の長に通知する。

（説明請求等）

第10条 第8条第1項又は前条第1項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、業務成績評定結果説明請求書（様式第4号。以下「説明請求書」という。）により市長に評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められた場合、当該委託業務の主管課等の長は、業務成績評定結果説明請求回答書（様式第5号。以下「請求回答書」という。）を作成し、契約担当課の長を経て市長の決裁を受けた後、前項の請求者に回答をしなければならない。

3 主管課等の長は、第1項の説明請求書の写し及び前項の請求回答書の写しを主管課等及び契約担当課において閲覧に供するものとする。

4 閲覧期間は、第8条第3項の期間とする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委託業務の成績評定に関し別途細則を定めることができる。

附 則

1 この訓令は、平成27年7月1日から施工する。

2 四万十市土木設計等委託業務成績評定要項（平成23年四万十市訓令第6号）は廃止する。

附 則（平成29年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日訓令第12号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第6の3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第9号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1－1号(第6条関係)

委 託 業 務 成 績 評 定 表

業 務 番 号				所 属 名					
業 務 名				契 約 年 月 日					
業 務 場 所				履 行 期 間	自 平成 年 月 日				
受 注 者 名					至 平成 年 月 日				
業 務 委 託 料				完 了 年 月 日					
管 理 技 術 者				検 査 年 月 日					
照 査 技 術 者				調 査 員					
				副 調 査 員					
評 定 職 員	調査員 職氏名			検査員 職氏名					
	印			印					
評 価 項 目				第一次評定者 評定点	最終評定者 評定点	最終評定者 評定点	業務評定 (注1)	技 術 者 評 定	
								管理技術者	照 査 技 術 者
専門技術力	提案力、改善力								
	業務執行技術力								
	施工時への配慮 (注2)	概略設計 予備設計							
		詳細設計							
	コスト把握能力(注2)								
管理技術力	工程管理能力								
	品質管理能力								
	迅速性、弾力性、調整能力								
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性								
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観								
成果品の品質									
①小計(注3)									
②業務執行に係る過失に伴う減点									
③事故等による減点									
④瑕疵修補又は損害賠償による減点									
⑤その他()									
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤									
所 見	調 査 員				検 査 員				

- 注) 1 各評価項目の業務評定は小数第一位までとする。
2 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。
3 ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第1－2号(第6条関係)

委 託 業 務 成 績 評 定 表

業 務 番 号			所 属 名		
業 務 名			契 約 年 月 日		
業 務 場 所			履 行 期 間	自 平成 年 月 日	
受 注 者 名				至 平成 年 月 日	
業 務 委 託 料			完 了 年 月 日		
管 理 技 術 者			検 査 年 月 日		
照 査 技 術 者			調 査 員		
			副 調 査 員		
評 定 職 員	調査員 職氏名		検査員 職氏名		
	印		印		
評 価 項 目		第一次評定者 評定点	最終評定者 評定点	最終評定者 評定点	業務評定 管理技術者評定 (注1)
専門技術力	目的と内容の理解				/
	的確な履行				/
	業務目的の達成度				/
管理技術力	業務実施体制の的確性				/
	打ち合わせの理解度				/
	指揮系統の迅速性、確実性				/
取組姿勢	責任感、積極性				/
①小計(注2)					/
②業務執行に係る過失に伴う減点					
③事故等による減点					
④瑕疵修補又は損害賠償による減点					
⑤その他()					
総合評定点=①+②+③+④+⑤					
所 見	調 査 員		検 査 員		

- 注) 1 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
2 ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

(受注者)

様

四万十市長

印

委託業務成績評定について（通知）

業 務 番 号		
業 務 名		
業 務 場 所		
履行期間	自	
	至	
業 務 委 託 料		
契 約 年 月 日		
検 査 年 月 日		
評 定 点		点
※ 項目別評定点は、別表 1 又は2 のとおり		

- | | | | |
|------|---|--------------|----------------------|
| 総合評定 | A | 総合評定90点以上 | 他の模範となる優秀な業務 |
| | B | 総合評定80～90点未満 | 優秀ではないが、良好な業務 |
| | C | 総合評定65～80点未満 | 標準的な業務 |
| | D | 総合評定60～65点未満 | 今後改善すべき事項があり注意が必要な業務 |
| | E | 総合評定60点未満 | 今後重点的な指導監督が必要な業務 |

様式第3号(第8条関係)

課 長	課長補佐	係 長	係

年 月 日

(事業主管課長)

課長

検査職員

印

委託業務成績評定について（通知）

業 務 番 号		
業 務 名		
業 務 場 所		
履行期間	自	
	至	
業 務 委 託 料		
契 約 年 月 日		
検 査 年 月 日		
評 定 点		点
※ 項目別評定点は、別表 1 又は2 のとおり		

- | | | | |
|------|---|--------------|----------------------|
| 総合評定 | A | 総合評定90点以上 | 他の模範となる優秀な業務 |
| | B | 総合評定80～90点未満 | 優秀ではないが、良好な業務 |
| | C | 総合評定65～80点未満 | 標準的な業務 |
| | D | 総合評定60～65点未満 | 今後改善すべき事項があり注意が必要な業務 |
| | E | 総合評定60点未満 | 今後重点的な指導監督が必要な業務 |

別表 1

項 目 別 評 定 点

業務名：

評価項目	評価の視点		業務評定 (評定点/満点)	技術者評定	
				管理技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)
専門技術力	提案力、改善力		点/ 点	点/ 点	
	業務執行技術力		点/ 点	点/ 点	
	施工時への 配慮（注2）	概略設計 予備設計	点/ 点	点/ 点	
		詳細設計	点/ 点	点/ 点	
	コスト把握能力（注2）		点/ 点	点/ 点	
管理技術力	工程管理能力		点/ 点	点/ 点	
	品質管理能力		点/ 点	点/ 点	点/ 点
	迅速性、弾力性、調整能力		点/ 点	点/ 点	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性		点/ 点	点/ 点	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		点/ 点	点/ 点	
成果品の品質			点/ 点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計（注3）			点/ 点	点/ 点	点/ 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点	点	点
事故等による減点			点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点
その他（ ）			点	点	点
総合評定点			点 /100点	点 /100点	点 /100点

- 注) 1 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。
 3 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。

別表 2

項 目 別 評 定 点

業務名：

評価項目	評価の視点	業務評定・技術者評定	
		業務評定・管理技術者	
専門技術力	目的と内容の理解	点	点
	的確な履行	点	点
	業務目的の達成度	点	点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点	点
	打ち合わせの理解度	点	点
	指揮系統の迅速性、確実性	点	点
取組姿勢	責任感、積極性	点	点
評定点の小計（注）		点	100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他（ ）		点	
総合評定点		点／ 100 点	

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数としている。

様式第4号(第10条関係)

委託業務成績評定結果説明請求書

年 月 日

四万十市長

様

住所
称号又は氏名
代表者氏名
電話番号

印

委託業務成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発 注 機 関 名	
業 務 番 号	
業 務 名	
業 務 場 所	
説明を求める事項	
説明請求理由	

様式第 5 号(第 10 条関係)

委託業務成績評定結果説明請求回答書

年 月 日

(説明請求者)

様

印

委託業務成績評定結果の説明については、下記のとおりです。

記

発 注 機 関 名	
業 務 番 号	
業 務 名	
説明請求申立者 住 所 、 氏 名	
説 明 請 求 内 容	
説 明 内 容	

様式第 1—1 号 (第 6 条関係)

様式第 1—2 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第10条関係)

様式第 5 号 (第10条関係)